

(4) 指定文化財の相続税その他の免税措置について

議長

それでは次に移らせていただきます。

山形美術博物館から再提出となっておりますが提案の要旨をもう一度ご説明していただけることでよろしいですか。

山形美術博物館

この前の総会においてもこの問題に非常な時間をとり恐縮しましたが、さきほど水野事務長さんからのご報告では、文部大臣と文化庁長官に要望書を提出いただき善処したとのことでしたので、この点感謝申し上げます。

ここに提案しましたのは私ども地方美術館がいろいろ館の活動の場合において出品物が山形県内からかなり流出するのが多く美術品が相続税の対照になっているのが一番痛んでいる訳で、例えば、昨年山形の米沢の上杉家所蔵の国宝そうはんしきなどが東京のさるところに売り出されようとしたのであります。その所有者は上杉家であって、上杉稽照殿でなく個人の持ち物になっている訳でこれを売りに出されようとした。そのほか上杉家では狩野永徳の落日落雁の屏風があります。これなども終戦直後に売りに出されようとした寸前ある人の手によって米沢にとどめられたいきさつがあったが、

—20—

-----[End of Page 21]-----

これも上杉家の経営状態からみると早晚売りに出されるものと考えられる。山形県指定の光琳の絵が東京に流れまして、逆に業者から私どもに買ってくれと話があった。これは相続税の時に困るから早く手放すとか、なくなって相続税を養成するため売り放してしまうようなケースが非常にふえているのである。このような観点から私どもの館の活動に非常に支障を期しておりますので、何とかこれらの文化財指定の物を免除していただくとともに保護をしてもらえるように美術館会議の名においてしかるべく各官庁に陳情していただくことの趣旨であります。

議長

この問題に関連しての要望書が出ておりますが、ご説明を菅原先生していただけますか。

根津美術館

(昨年12月7日に文部省および文化庁官に、次の要望書を提出されたとき、在京幹事代表として会長とともに陳情したことの説明ののち要望書の朗読があった。)

経済社会の高度成長にともない急激な社会変貌、社会構造と生活形態の変化に対応するために社会教育もまた必要性を増し、内容の充実性が必然的に要請せられるに至り、これに応える地方芸術文化の振興を図る必要が急務なことと思います。

全国美術館会議は昭和27年に美術館有志が相集いて発足して21年を経過、現在は全国92館、園の参加により日本の美術館のもつ諸問題を研究しつつ質的向上を図って参りました。しかしながら地方の現状を見るに芸術文化活動の拠点として不可欠である美術館はまだ少ない。また既存の美術館の運営も経費人員等の不足のために貸館中心に流れがちで文化性豊かな自主的事業は望みつつも行ないがたいが実情であります。

このような実情のなかで、昭和48年度の全国美術館会議第22回総会を福岡県において開催いたしましたところ、その席上美術館活動のなかで重要な事業の一つである重要文化財の作品蒐集にともなう税制の取り扱い方について次のとおり国立施設と同様な優遇措置を受けられるよう全会員の希望が

—21—

-----[End of Page 22]-----

ありましたので、ここに第22回全国美術館会議の決議により国会、政府および関係各方面に対しこれが実現するよう強く要望いたす次第であります。国に対して重要文化財を良とした場合の所得税の取り扱いについて、昭和47年法令第40号により国税特別措置法が改正され同法の第40条2により個人が所有する重要文化財を国に譲渡した場合は所得税を課さないように規定されたが、これは結果的に国立施設が受ける恩恵であり、公立、私立、その他の施設についてはこの適用は受けられない文化財の保護および館出の防止については、国公私立を問わず美術館活動に携わる者すべてが願望するもので文化財譲渡による非課税措置は国に対してのみ適用すべきではなく、広く全国美術館に及ぼすべきである。

なお、右のほか同総会席上において美術館運営上強く要望のありました左記のことについて充分ご考慮くださるよう要望いたします。

記

1. 美術館が寄附を受けた場合営利法人の損金参入限度と個人の寄附金控除について自然科学にかかわる博物館と同様倍類計上を認めるべきである。

2. 同族会社から寄附金について同族関係者個人が負担すべきものとしてその会社の損金算入を非認し、かつ同族関係者の所得に加算すべきではない。

3. 美術館が所得する不動産にかかわる登録免許税は学校法人、宗教法人と同様非課税にすべきである。

以上

議長

どうもご迷惑をおかけしました。

山形美術博物館

陳情要望書の趣旨には大賛成であります。私の提案とは直接に関係はありませんようですので、ここで再度ご審議願いたいのは、相続税対象から免税措置をいまの要望書に付け加えて強力に陳情政策を続けていてもらいたい。

議長

このことについての趣旨にはご賛成だと思いますが、いろいろこういう問題がからんでいるとか、どなたか研究しておられる方、ご発表いただけませんか.....。嘉門先生、何にかご意見ございませんか。

—22—

-----[End of Page 23]-----

ブリヂストン美術館

この免税措置は困難な問題が多いことと思います。国、県の指定文化財をはたしてどうみるかとの問題がおきる各県においての県指定にどうしてもニュアンスの違ってくるようでその問題もからんで参ります。

それから相続税の対象からうっかり免税措置をすると指定作品の市場価格が上る懸念がある。これは実際に大蔵省の人が言っておる。これらの問題は検討すべき大事な素材である。その簡単にはできない現状であるので山形県から繰り返しそれを要望して欲しい気持ちであろうと思います。

非常に複雑な問題が含まれておって、相続税の対照になるがために非常に移動しやすい。特に地方の場合、県内から移動しやすいことになるのですが、これと、それぞれの美術館が、これを果して自分の物として取得するか、あるいは単に借入れをするかに問題がからんでくる。それに相続税を免除したかといって、公私立の美術館が買い取るか、あるいは借り入れるのか、問

題にからんでくると思います。たいへんな問題で、大事な問題で、是非して欲しいとことなのですが、結果としては免税措置をして欲しいです。それまでにわれわれ自身が美術館会議が、もう少し検討して要望書を出すにしても、検討を続けていかななくてはならないと思います。特にこの場合、さきほども申しあげたように国の指定と県の指定との非常にデリケートな問題が大きな問題になるように思われます。

議長

どうもありがとうございました。

京都国立博物館

あまり免税には詳しくありませんが、私の感触としましては、国が指定物件を国が買う場合、その場合の個人に対しては免税ということにしたが、それにつきましてはたいへん非常にむづかしい交渉があります。その場合業者などには免税の措置が取れないということです...(所得税)。それから相続税の問題については何回も話がありましたが、これは認めない。非常に相続税の問題はデリケートであり、最終的に相続税を課するについてある程度評価を安くしてもらって、ある一種の減税を、現状での問題はその辺でただ一ぺんに免税といわず減免税を考えてもらいたいとしたならば、あるいは大蔵省主税局の担当くらいに詳しく話をすれば、いくらかはできる

—23—

-----[End of Page 24]-----

と思います。

国の指定と県指定と同率にするのは非常にむづかしい。国の指定、各都道府県の指定とありますが、都道府県によっては指定の保護法がない場合もあって不均衡になる。実際の規程の基準等においても、これをいまずぐ出しても非常に弱いという感じである。その対策として県でも購入資金をもって特に関係の深いものは道具屋に出しておってもすぐ買えるようにしておかれればよいではないか。

議長

ありがとうございました。

山形美術博物館

いろいろめんどろな。嘉門先生のいわれましたが、国の指定と、県の指定との非常にデリケートな問題とか、どこに基進を置いたならばとむづかしい問

題にもかかわってくるようではありますが、私どもには非常な重大な問題でありまして結局このへんにおいて一応取り下げることになります。

なお、非常に重要な問題でありますので、この美術館会議にも時間の都合がありますので、各機関においてもよくご研究をお願いして文化庁におかれてもこの問題を投げないで引き続きこの問題のご研究をお願いして打ち切りにします。